

◎ 環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中国との環境保護協力協定

平成六年三月二十日 北京で
平成六年三月二十日 効力発生
平成八年八月二十三日 告示

(外務省告示第四五四号)

目 次

| 前 文 | ページ |
|-------------------|-----|
| 第一条 協力の維持及び促進 | 三五九 |
| 第二条 協力活動の分野 | 三五九 |
| 第三条 協力活動の形態 | 三六〇 |
| 第四条 協力活動の実施取極 | 三六〇 |
| 第五条 合同委員会の設置 | 三六〇 |
| 第六条 各種団体等の間の協力 | 三六一 |
| 第七条 他の取極との関係 | 三六一 |
| 第八条 協定の実施の条件 | 三六一 |
| 第九条 効力発生、有効期間及び終了 | 三六一 |
| 末 文 | 三六一 |

環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府和中华人民共和国政府环境保护合作协定

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

環境の保護が重要な意義を有していることに留意することを以て、国際的な協力を通じての分野において現実的な成果が達成されることを希望し、

現在及び将来の世代の利益を考慮して経済及び社会の持続的な発展を実現していくため、環境の保護及び改善が重要であることを認識し、

両締約国政府間の協力がそれぞれの国における環境の保護に関し共通の利益となることを信じ、

そのような協力により地球上の環境の保護及び改善のため国際的な努力が一層促進されることを希望し、

一千九百八十年五月一十八日に署名された科学技術分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定において科学技術分野における両締約国政府間の協力の枠組みが設定されたるに付留意して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、平等及び相互の利益に基づき環境の保護の分野における協力を維持し、かつ促進する。

協力の維持及び促進

協力活動は、環境の保護及び改善に関する両締約国政府が合意する次の分野において行なうべきである。

- (a) 大気汚染及び酸性雨の防止
- (b) 水質汚濁の防止
- (c) 有害廃棄物の処理
- (d) 環境悪化の人体及び健康に対する影響
- (e) 都市環境の改善
- (f) オゾン層の保護

第二条

締約双方は、平等互恵の基礎上、保持并促进環境领域的合作。

協力活動は、環境の保護及び改善に関する両締約国政府が合意する次の分野において行なうべきである。

- (一) 大気汚染及酸雨的防治；
- (二) 水污染防治；
- (三) 有害废弃物的处置；
- (四) 环境污染对人体健康的影响；
- (五) 城市环境的改善；
- (六) 保护臭氧层；

中国との環境保護協力協定

三十六〇

- (g) 地球の温暖化の防止
- (h) 生態系及び生物の多様性の保全
- (i) 環境の保護及び改善に関するその他の分野であつて今後両締約国政府が合意するもの

第三条

協力活動の形態

- この協定に基づく協力活動は、次の形態により行うことができる。
 - (a) 環境の保護に関する研究及び開発に関する活動、政策及び法令並びに環境の保護に関する技術上についての情報及び資料の交換
 - (b) 科学者、技術者その他の専門家の交流
 - (c) 科学者、技術者その他の専門家による合同セミナー及び会合
 - (d) 両締約国政府が合意する協力計画（共同研究を含む）の実施
 - (e) 両締約国政府が合意するその他の形態の協力

第四条

協力活動の実施取扱い

この協定に基づく特定の協力活動の細目及び手続を定める実施取扱は、両締約国政府又は両締約国政府の機関のいずれか適当なものを当事者として行うこととする。

合同委員会の設置

1 両締約国政府は、この協定の実施状況についての検討及び、必要な場合には、両締約国政府に対する重要な提案の作成のため日中環境保護合同委員会（以下「合同委員会」という）を設置する。

2 両締約国政府は、この協定の署名の日以後三箇月以内に合同委員会の共同議長各一名を指名し、外交上の経路を通じて相互に通報する。

3 合同委員会は、原則として年一回日本国及び中華人民共和国で交互に会合する。

4 合同委員会は、必要な場合には、協力の個別の分野を検討し効果的に推進するための作業部会を設置することがある。

- (七) 防止全球気候変暖；
- (八) 自然生态环境和生物多样性保护；
- (九) 缔約双方今后同目的、与环境保护和改善相关的其它领域。

第三条

本協定下の合作可通過下述形式进行：

- (一) 交换有关环境保护的研究与开发的活动、政策、法律规章以及有关环境保护技术的信息和资料；
- (二) 科学家、技术人员以及其他专家的交流；
- (三) 举办科学家、技术人员以及其他专家的联合研讨会和座谈会；
- (四) 实施缔约双方已同意的合作计划（包括联合研究）；
- (五) 缔约双方同意的其它形式的合作。

第四条

缔约双方或缔约双方机关任何适当部门可制订根据本协定规定的专门合作项目的细节和后续的执行协议。

第五条

一、 缔约双方为检查本协定的实施情况，以及在必要时为缔约双方提出适当的建议，设立日中环境保护联合委员会（以下简称“联合委员会”）。

二、 缔约双方在本协定签订之日起三个月内各自指定一人作为联合委员会两主席之一，并通过外交途径相互通报。

三、 原则上，联合委员会每年一次轮流在日本国和中华人民共和国开会。

四、 联合委员会在必要时可为研究和有效推进个别合作项目设立工作组。

5. 合同委員会の会合が開催され得る期間中のいの協定の実施に関する連絡は、外交上の経路を通じて行われる。

五、聯合委員会開会期間、关于実施本协定的联系工作将通过外交途径进行。

第六条

各種団体等の間の協力

両締約国政府は、両国の各種団体及び機関並びに個人の間の環境の保護及び改善の方針における協力をやさる限り促進する。

第七条

他の取極との関係

この協定のいかなる規定も、両締約国政府の協力に関する他の取極での協定の署名の日に存在するもの又はその後締結されるものに影響を及ぼすものと解してはならない。

第八条

協定の実施の条件

この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において施行されてくる法令及び利用可能な資金の範囲内で実施される。

第九条

効力発生、有効期間及び終了

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。この協定は、二年間効力を有するものとし、その後は、これまで一方の締約国政府が2の規定の定めるいかにもよむべく終了させない限り効力を存続する。
- 2 いずれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の二年の期間満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させたいことができる。
- 3 この協定の終了は、第四条にいう実施取極に従って行われ、かゝる協定の終了の時に履行を完了していないかなる計画の履行にも影響を及ぼすものではない。

千九百九十四年三月二十日に北京で、互いに正文である日本語及び中国語による本書一通を作成した。

本協定于一九九四年三月二十日在北京签订，一式两份，每份都用中文和中文写成，两种文本同等作准。

中国との環境保護協力協定

日本国政府のために

國務道彦

中華人民共和国政府のために

解振華

日本国政府代表

國務道彦

中華人民共和国政府代表

解振華

(参考)

この協定は、日本国政府と中国政府との間で環境の保護の分野における協力を維持し、かつ、促進するため、協力の分野、協力の形態、合同委員会の設置等を定めたものである。